

CPD活用マニュアル

(令和3年4月版)

目 次

I	CPD制度とは	2
II	CPD制度要綱	3
III	CPD企画委員会要領	6
	学習計画表	7
	ポイント数基準表	8
	資格ポイント表	9
IV	CPD活用の登録・申請	11
	CPD申請様式	12
V	CPDの一般公開	17
VI	運用上の留意事項	
	Q & A	22
	その他	25

一般社団法人 福島県測量設計業協会

は じ め に

一般社団法人福島県測量設計業協会は、一般土木施設や農業土木施設等の測量・設計業を営む県内企業が会員となり、技術や社会的地位の向上等を目的として活動している団体です。昭和42年の創設以来、社会資本整備のエキスパートを目指し、会員の技術力の向上、人材育成などに取り組んでまいりました。

近年は衛星を活用したGNSS測量や3次元設計の導入など、電子情報技術の発展が急速に進むなど測量設計手法も大きく変化しています。また、高度経済成長期に数多く整備された橋りょう・トンネルなどのインフラ老朽化対策に加え、東日本大震災や激甚化する豪雨災害への対応など、測量設計業の役割はますます大きくなっております。

そのため、当協会は、設立当初から実施している研修会や講習会において、ICT技術に関するものや橋梁等の長寿命化に関するものなどを積極的に取り上げ、時代に即した技術力の修得に取り組むとともに、当協会の測量・設計継続教育制度（CPD）により平成19年度から受講履歴等を点数化し、会員の技術の向上を図っているところです。

令和3年は、東日本大震災から10年が経過し、第2期復興・創生期間の初年度として重要な節目の年です。当協会といたしましては、世界に誇れる美しく安全な郷土づくりの基盤となる公共事業の担い手として、技術の研鑽に努めながら地域の皆様とともに福島県の未来を拓いてまいり所存です。

令和3年4月1日

一般社団法人福島県測量設計業協会

会 長 皆 川 雅 文

CPD制度とは

継続教育制度 CPD（Continuing Professional Development）は、企業の社員・技術者が継続的に自己研鑽に取り組んでいるかを評価するものであり、その学習履歴（ポイント）を証明することによって自己啓発に努力する社員を、客観的に評価するものです。また、この制度は、企業の資質・技術力の向上意欲の指標として捉えられる傾向が社会的に強まってきています。

測量設計業界は、建設関連業として社会資本整備の基礎的分野を担う業界であります。技術向上・作業機器の改良・進歩等、また県民ニーズの多様化と生活環境の変化等に伴い、発注機関の成果品仕様の条件が年々厳しいものになってきています。これらの諸条件を踏まえ、いかにして利用者の満足のいく成果品を、新知識・新技術で作上げるかが、私ども知識産業に求められる課題となっています。

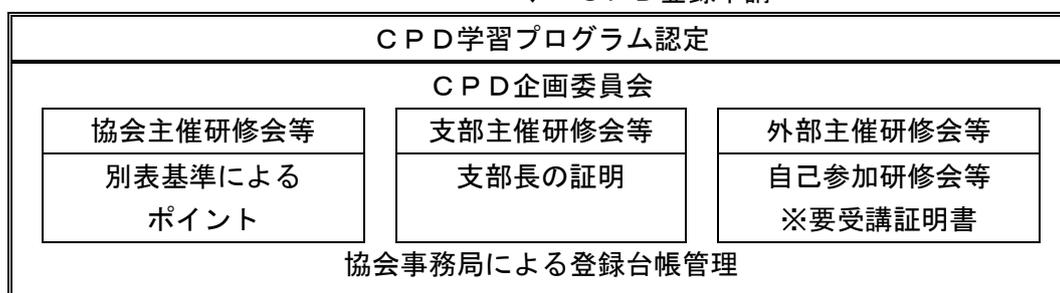
この点については、今までの協会事業の最重点事業に掲げ、各般に亘る研修会・研究会を実施してきたところであります。その中で、「協会の事業実績を大事にし、コンサルタントとしてのプライドと使命感を保持できる対策を講じる必要がある」との会員皆さんの総意により、平成19年4月から当協会独自の継続教育制度（CPD）を創設し、運営してまいりました。会員の皆様には、これを大いに活用いただきたいと思います。

なおCPD制度では、登録情報を一般公開いたします。発注機関の皆様には、その情報を会員企業の概要や技術力を知るための情報としてご活用いただければ幸甚でございます。

（一社）福島県測量設計業協会 CPD制度の概念

CPD登録会員

↓ CPD登録申請



↓ ↑

学習履歴（ポイント）の一般公開
官公庁（発注機関）への公開

CPDを活用すると

- ◇CPD登録者証が交付される。
- ◇協会が責任をもって学習履歴を管理する。
- ◇必要に応じ学習履歴を証明する。（総合評価等に使用できる）
- ◇協会のCPD制度は基本的には無料

一般社団法人福島県測量設計業協会 測量・設計継続教育 (CPD) 制度要綱

第1条 目的

測量・設計CPDの目的は、科学技術の急速な進展に伴い、測量・設計技術も時代に即応した能力の維持及び向上が必須となり、一般社団法人福島県測量設計業協会（以下「協会」という。）の会員が自己研鑽の活動を通じ、地域に根ざす技術者育成を適正かつ良質な成果物の創造等に努めることで、公益法人としての所期の目的に適う地域福祉に貢献することを目的とする。

第2条 実施内容

測量・設計CPD（以下「CPD」という。）の具体的内容

- ①努力する技術者の評価（社会的地位の向上）
- ②技術レベルの維持向上（品質の確保）
- ③体系的な学習（総合的自己啓発の推進）

第3条 対象者

CPD対象者は、原則として当協会の会員及びその従業員とする。

- ①技術者（測量士・補、技術士・補、RCCM等有資格者）
- ②事務職・技術職（①以外の者）

第4条 CPDの構成

- ①CPD学習履歴台帳の登録及び登録者証の発行
- ②学習の評価
- ③学習履歴の登録及び管理
- ④学習履歴の証明
- ⑤学習ポイントの公開

第5条 学習プログラムの提供

当協会が主催する講習・研修・講演会、論文発表等の学習プログラムを企画委員会において、基準（CPD学習プログラム及び学習ポイント数に係る基準）を審議し、学習ポイントの提供方法については、別途定めるものとする。

学習形態はA：参加学習型、B：情報提供型、C：自己学習型の3型とし、この形態分類は次のとおりとする。

形態	大項目	中項目
A 学習参加型	各種技術講習会	◇協会主催研修・講習会等 ◇他団体主催研修会等
B 情報提供型	技術指導	◇研修・講習会等の講師 ◇シンポジウムのパネラー等
	論文発表・執筆	◇協会・全測連等での論文発表 ◇同上での紀行文執筆
	測量技術に関わる委員会	委員長、委員、ワーキンググループ員等
C 自己学習型	自宅学習 その他	国家試験等受験対策セミナー（通信添削等） 企画委員会が認定するもの

第6条 学習履歴台帳への登録申請

学習履歴台帳へ登録しようとする本人及び会員が申請書((様式1)測量・設計CPD学習履歴台帳登録申請書・登録者証発行申請書)を作成し、申請者本人または会員がまとめて申請することとする。

- 2 協会事務局は、申請内容を登録するとともに第5条に定める測量・設計CPD登録者証(以下「CPD登録者証」という。)を発行する。
- 3 協会主催による研修会等の受講証明書は、それぞれの研修会等の終了時に受講修了書(様式3)を参加者ごとに交付する。この場合の学習履歴の登録申請は不用とし、協会事務局が前段の記録に基づいて登録する。

第7条 CPD登録者証

CPD登録者証は、次のとおりとする。

一般社団法人福島県測量設計業協会 CPD登録者証	
氏名	福測太郎
生年月日	平成 年 月 日
登録番号	
登録年月日	20・年 月 日
有効期間	20・年 月 日
所属	〇〇〇〇〇〇〇
一般社団法人福島県測量設計業協会長 印	

写 真

- 2 記載事項の変更、または紛失等のための再発行を希望する場合は、申請(様式1)により手続きを行う。

第8条 有効期間

CPD登録者証の有効期間は、この要綱の施行日から5年間とし、5年間経過ごとに更新することとする。ただし、新規登録並びに再発行の場合は残期間とする。

第9条 学習の評価

学習評価の単位は、協会が定める基準により学習単位「ポイント」(以下「学習ポイント」という。)で表記する。学習ポイントは企画委員会で学習内容等を審議して決定する。

第10条 学習履歴の登録・管理

測量・設計CPD学習プログラムに参加した技術者等の学習履歴(氏名・学習内容・学習日・学習プログラム名・学習分野別ポイント及び総ポイント数など)を記載登録し、保存管理する。なお、学習履歴の登録と管理事務は協会事務局で行う。

(1) 学習履歴の登録

登録処理は、第4条により行うこととするが、第3条のA～Cの中で、協会主催でない事項についての登録申請は、様式2により申請することとする。これにかかる登録期間は、履歴後6ヶ月以内とする。但し、再登録者は1年以内とする。

(2) 学習履歴の管理

学習履歴は測量・設計CPD学習履歴台帳に登録管理する。学習履歴は取得時点から5年間有効とし、5年以上経過した学習ポイントは自動的に順次消去する。

(3) 登録の抹消

申請内容に虚偽の記載等が判明した場合には、登録の抹消などの措置を講じる。

第11条 学習履歴の証明

台帳に記載された者の学習履歴の証明については、学習参加本人からの申請（様式4）により、直近5年間の学習履歴を記載した学習履歴証明書（様式4の1）を発行する。（有料）

第12条 学習履歴の一般公開

学習分野別の取得ポイント数は、当協会のホームページ上で確認できるようにする。ただし、個人情報保護の観点から、測量・設計CPD番号で表示し、氏名等の個人情報は公開しない。なお、指定測量・設計計画（発注）機関への公開は別に定めるものとする。

第13条 諸手続及び手数料

当協会会員（従業員を含む）の技術者育成と安定的人材確保等を目的に実施する事業のため、次に掲げる諸費用以外は無料とする。

- (1) 第7条第2項にかかる再発行の場合
- (2) 第10条(1)にかかる協会主催でない学習ポイントの登録の場合
- (3) 第11条の個人の学習履歴証明書発行の場合

附 則 この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成26年3月19日より施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

CPD 制度学習プログラム提供に関する取扱要領

この要領は、一般社団法人福島県測量設計業協会測量CPD制度要綱(以下「要綱」という。)第5条に定める学習プログラムの提供方法について定めるものである。

1. 学習プログラムの提供

- (1) 企画委員会は、要綱第5条に定める「中項目」の具体的内容を審議するとともに、審議で決定された研修会等ごとに要綱第9条による学習ポイント数を設定し、参加会員等に通知する。
- (2) 中項目の仮の具体的研修会等の素案は、委員長と事務局で作成する。

形態 (番号)	大項目 (番号)	中項目 (番号)	小項目 (番号)	主な内容と 必要性を付記
A	I	(1)	① ② ③	
B ・ ・ ・	II ・ ・ ・	(2) ・ ・ ・	・ ・ ・	

2. 学習プログラムの決定時期

- (1) この CPD 制度を協会事業計画の中に位置づける必要から、毎事業計画決定前に具体的研修項目を定めることとする。
- (2) 年度途中で学習内容を大幅に変更する必要がある場合は、その都度企画委員会を開催し決定することとする。
- (3) (2)の場合、大幅な必要経費を要する場合は、協会理事会に諮り決定することとする。

3. 施行月日

この要領は、要綱施行日から適用する。

■令和3年度学習計画表

形態	大項目	中項目	小項目	予定時期	主な内容及び必要性等	ポイント数	区分
A	各種技術講習会	協会主催	業績成果発表会	5月	優良委託業務表彰受賞者による成果発表	1/時間	その他
			橋梁点検診断技術研修会	9月	県の対策、専門会社からの補修、補強技術情報	1/時間	設計
			新技法講座	10月	新技法情報収集	1/時間	設計
			技術士第一次受験対策講座 ※1	休止	受験対策	1/時間	その他
			河川・砂防設計に関する研修会	7月	県の最新情報	1/時間	設計
			RCCM受験対策講座 ※1	9月	受験対策	1/時間	その他
			道路設計に関する研修会	8月	県の最新情報	1/時間	設計
			測量・情報システムセミナー	11月	ドローン利活用	1/時間	測量
			施設研修会	11月	土木施設等の視察	1/時間	その他
			共催	技術士会交流技術研修会	6月	技術士会と共催	1/時間
	他団体主催	協会が予め指定した講習会等	随時	協会主催と同等以上の内容を持つ講習会等	1/時間	その他	
	技術指導	県主催	職員研修講師	5月	初任者研修会等での講師	5/件	測量 設計
		協会後援等	県立高等学校測量競技大会(県大会)	7月	測量技術審査等	3/件	測量
高校生現場実習			9~10月	現場実習受入れ会員会社	会社	地域貢献	
B	測量技術に関する委員会	協会主催	農林・土木技術等意見交換会	随時	諸問題解決のための研究	1/時間	その他
			実務者研究会	随時	諸問題解決のための研究 ・全体会議 ・部門WG	2/回	その他

※1 技術士第一次試験対策講座は、H30、R元と9名以下の申込者となり希望者が少ないため当面休止とする。

ポイント数基準表

令和3年4月より

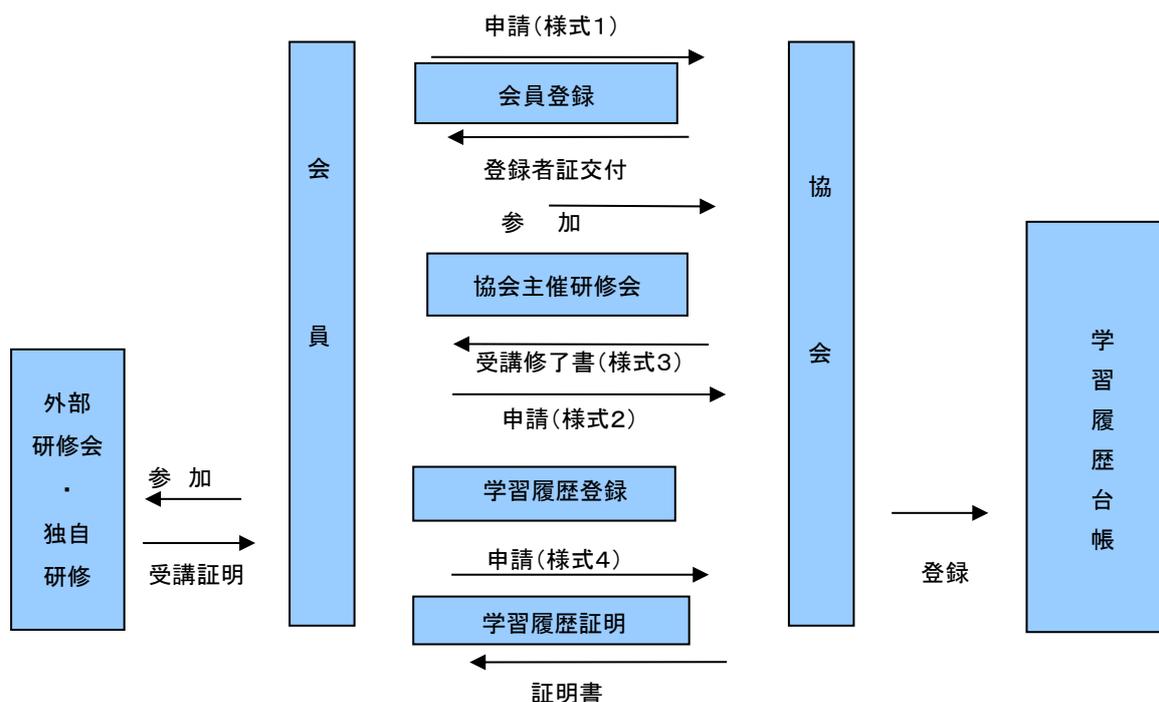
形態	大項目	中項目	対象者	ポイント数
A 学習参加型	各種技術講習会	①協会主催・講習会等	受講者	1/時間
		②他団体主催研修会等(Web等を除く)	受講者	1/時間
		③建設系CPD協議会構成団体主催のCPD認定プログラムのWeb等によるもの	受講者	主催者の認定P、又は1/時間、但し、10/年
		④セミナー(新技術/新商品)	受講者	0.5/時間
		⑤社内研修(※1)	受講者	1/時間
	技術指導	①研修・講習会等の講師 (協会主催研修、外部研修)	講師	5/回
			助手	5/回
		②シンポジウム	パネラー	5/回
			技術研究発表者	3/回
			実習等指導者	3/回
③社内研修講師(※1)	講師	2/時間		
B 情報提供型	論文発表・執筆	①学会・協会・全測連等での論文発表等	筆稿者	5/回
			共同者	2/回
		②学会・協会・全測連等での紀行文執筆	執筆者	3/回
			共同者	2/回
	③技術図書の執筆	執筆者	5/回	
	④機関誌等編集委員会 ※内容が技術を伴う場合に限る		2/回	
	測量技術に関する委員会	(協会主催のもの)	全測連委員長	3/年
			全測連委員	2/年
			全測連WG員	2/年
			協会委員長	5/年
協会委員			3/年	
協会WG員			2/回	
C 自己学習型	自己学習	国家試験等受験対策セミナー	通信添削等	2/年
	その他	①技術奨励賞等の受賞		4/回
		②その他企画委員会が認定するもの ※2	受講者・参加者	1/時間

※1 社内研修は、計画的に実施する集合研修で、客観的な証明があるもの

※2	(イ) 支部事業で実施する研修会(なお、女性・若手技術者の意見交会は、建設情報研修会と位置付けポイント付与)	(イ)、(ロ)については
	(ロ) 支部事業地域貢献事業参加	支部長証明書添付

CPD活用の登録・申請

- ① CPD 加入者の登録は、様式1により申請してください。
協会に新たに加入した会員企業が最初に登録する際は、会社マスターの作成と加入従業員の個々の登録とが必要になります。その手続きは事務局から別途ご連絡します。
- ② 登録が完了すれば、要綱に定める「測量・設計 CPD 登録者証」を随時交付します。
- ③ 登録者の登録内容に変更が生じた場合は、その都度「様式1」で申請してください。入社、退社に伴うものも変更申請となります。
- ④ CPD 学習ポイントについては、
 - ア 協会主催研修会等は、「様式3」の受講修了書交付と同時に各個人台帳に登録されます。
※この修了書は後日ポイント過不足時の照合に利用しますので大事に保管してください。
 - イ 支部主催研修会等は、各支部長の証明する申請書（任意）をもって各会員及び各個人台帳に登録されます。
 - ウ 外部主催研修会等については、各主催者が発行する受講証明書等を「様式2」に添付し申請してください。
 - エ 各個人が独自に学習（例えば通信教育・学会講演受講等）した場合は、その内容を証明する書類等を「様式2」に添付して申請してください。
 - オ 同じ学習プログラムを複数受講した場合は、「様式2」の申請者欄に受講者名を列記し1枚にまとめて提出してください。
 - カ 社内研修会は、集合研修で、計画的に実施するものが対象になります。「研修の計画表及び開催時の写真」又は「ISOの実施報告書又はそれに準ずるもの」を添付して社長名で申請してください。
※「イ」「エ」「カ」については、その内容等を企画委員会に諮り、認定された場合に登録となります。
- ⑤ 各人が取得する資格等についても、合格証写しを添付して「様式2」で申請してください。
- ⑥ 登録者が何かの要件で学習履歴の証明を必要とする場合は、「様式4」で申請してください。この場合は郵送料を負担いただきますので、宛名を書き切手を貼った返信用封筒を添えて申請してください。（※時間の余裕がなくFAXで送信するケースが多いことから、当分の間無料に対応しています。）



(様式1)

測量・設計CPD学習履歴台帳登録申請書・登録者証発行申請書
(登録内容変更・再発行・更新申請兼用)

一般社団法人福島県測量設計業協会 御中

利用目的を応諾の上、申請します。

申請日(西暦) 年 月 日

注1) 該当する□の中に☑を入れてください。

申請項目	<input type="checkbox"/> 新規登録及び登録者証発行 <input type="checkbox"/> 登録内容変更・ <input type="checkbox"/> 登録者証更新 <input type="checkbox"/> 登録者証再発行			
フリガナ 申請者氏名	印	生年月日 (西暦)	年 月 日	
CPD番号				
<input type="checkbox"/> 保有資格	資格名			
	取得年月日			
	登録番号			
<input type="checkbox"/> 新規取得資格	資格名			
	取得年月日			
	登録番号			
<input type="checkbox"/> 勤務先名称				
<input type="checkbox"/> 自宅住所				
<input type="checkbox"/> 新規登録の場合のみ	最終学歴	<input type="checkbox"/> 大学院卒 <input type="checkbox"/> 大学卒 <input type="checkbox"/> 短大卒 <input type="checkbox"/> 専門学校卒 <input type="checkbox"/> 高校卒	業務始め年	年
<input type="checkbox"/> 登録の削除の場合のみ	<input type="checkbox"/> 退社 年 月 日			

注2) 登録者証に使用するため、別途デジタル写真(JPG)を提出ください。肩から上の顔写真で縦型10:8とすること。

注3) 登録者証更新、再発行申請の場合は、太枠内だけ記入してください。

注4) 登録内容変更申請の場合は、太枠内と変更箇所を記入してください。資格の追加、登録者の退社は変更申請となります。

注5) 添付書類: 保有資格、新規取得資格欄に記載がある場合は、登録証等のコピーを添付してください。

注6) 資格が技術士の場合は「部門、専門科目」を、RCCMの場合は「部門」を記載してください。

注7) 当協会発行の登録者証をお持ちの場合は、CPD番号欄に既発行のCPD番号を記載してください。

(様式2)

測量・設計CPD学習履歴登録申請・受講証明書
(学習履歴登録申請・受講証明兼用)

一般社団法人福島県測量設計業協会 御中

下記学習プログラムを受講したので登録を申請します。

申請日	年 月 日
会社名	
申請者名	
受講した学習プログラム名	
開催日(西暦)	年 月 日 ~ 年 月 日
開催場所	
区分	測量 設計 その他 (上記いずれかを○で囲んでください)
備考	

添付書類 ①主催者発行の受講証明等のコピー
②受講科目、時間等が分かる書類のコピー

(様式3)

受講修了書

〇 〇 〇 〇 殿

上記の者が、下記講習（研修）会を受講した事を証する。

受講日 年 月 日 ～ 年 月 日

受講科目 〇〇〇〇〇

受講種別

CPDポイント ポイント

一般社団法人福島県測量設計業協会

会 長 〇 〇 〇 〇

(様式4)

測量・設計学習履歴証明申請書

一般社団法人福島県測量設計業協会 御中

下記申請について、学習履歴証明書の発行を申請します。

申請日	年 月 日
申請者氏名	印
測量・設計 CPD登録番号	
証明の希望期間	年 月 ～ 年 月
証明事項	全部 ・ 一部
一部の証明を必要とする場合の該当学習プログラム名	
連絡先	勤務先 TEL

注) 証明の希望期間の記載がない場合は、過去5年間にあった学習記録を証明します。

(様式4-1)

測量・設計CPD学習履歴証明書

1 登録番号

2 初回登録年月日

3 登録更新年月日

4 氏名

5 生年月日

6 住所

7 所属(勤務先)

8 学習CPD合計 設計 測量 経営 その他

上記の者についての学習履歴を下記のとおり証明します。

年 月 日

一般社団法人福島県測量設計業協会

会長 ○ ○ ○ ○ 印

受講内容

受講日 設計 測量 経営 その 社内
他 研修

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20

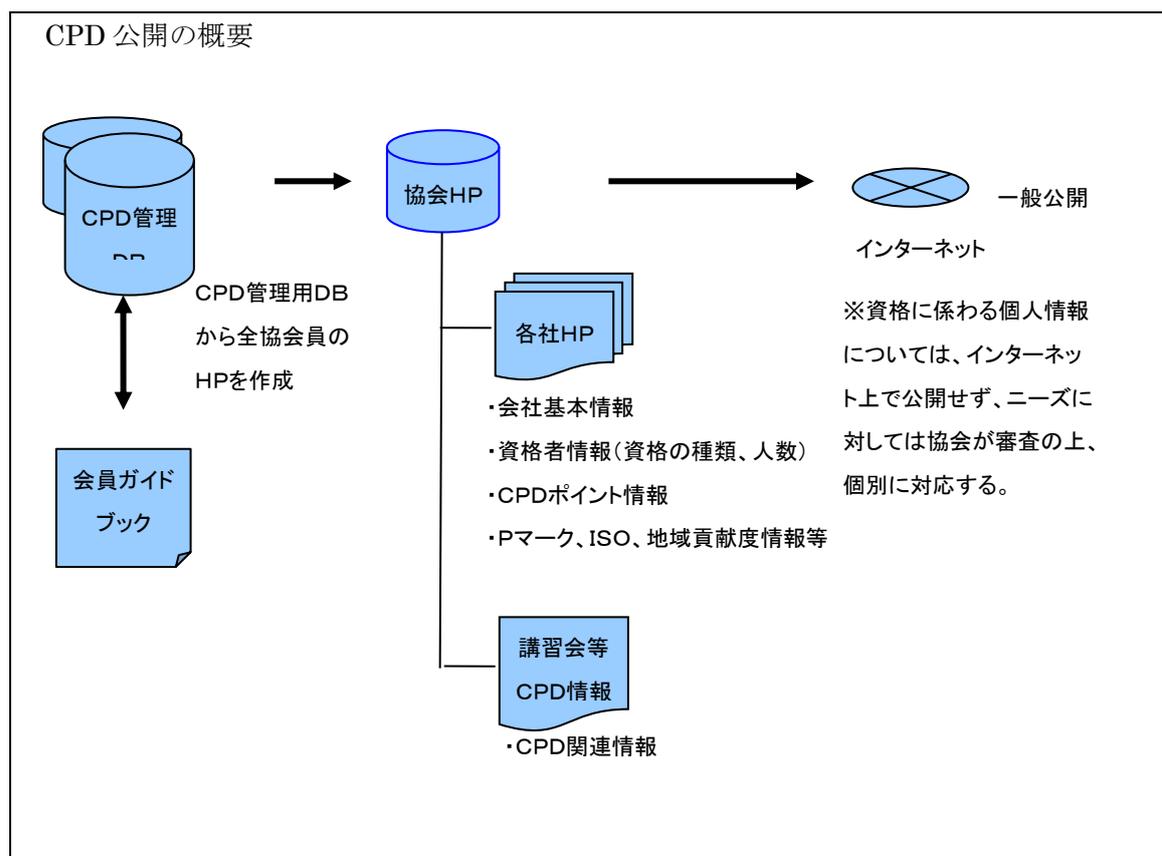
CPDの一般公開

CPDは会員の自己研鑽の姿を客観的に評価いただくための制度であると共に、発注者の皆様には、公開情報を会員企業の概要・技術力等の情報として、ご活用いただくことができます。

CPD 制度要綱第 12 条に定める学習履歴等の一般公開は、次により行います。協会ホームページ（以下「HP」という。）から「会員企業紹介」→「支部ごとの目次」→「会員企業ごとのページ」の順に操作すると必要な情報を見ることができます。

URL <http://fukusokukyo.jp/>

1. CPD 公開の概念図



2 公開情報

当協会は公益法人としての情報を一般に公開することに努めています。その内容は、

- ① 会員会社の情報
設立年月日、資本金、役員名、従業員事項、業登録、会社の特徴等の会社情報です。
- ② 会社別技術資格者数
会員会社の技術資格者の種類と数を紹介しています。
 - ・HPの「資格者数（各社に共通する主なもの）」欄に記載の資格と人数は、CPD学習履歴登録台帳に登録されたデータから取り込んで作成していますので、各社に共通する資格で比較的件数の多いものを表示しています。それ以外の資格については「資格者数（上記以外の主なもの）」に記載しています。

③ CPD 累積ポイント数

協会会員従業員の不断の自助努力により積み上げている学習内容のポイントを、会社別に紹介しています。

HPの「CPD点数」欄には、次のように表示されます。

ア) 合計点数：登録者の点数の学習ポイントの合計

イ) CPD設計点数、測量点数、経営点数、その他の区分は、学習プログラムを台帳に登録する際に、主たる学習内容で区分したものです。

④ 地域貢献活動

協会や支部事業として実施した地域貢献事業を紹介しています。

主なものとしては、道路美化作業や高校生現場実習受け入れなどがあります。

3 個人ごとの登録情報の取扱い

個人情報保護の観点から登録情報は慎重に取扱うこととし、当分の間一般公開は会社単位に行います。制度管理の必要上及び発注機関との関係で、次の場合に限り個人ごとの登録情報を提供します。

① 所属会社への配信

個人ごとのポイントは、定時更新の後所属の会社あてに送付します。社内での登録済情報の確認と個人ごとの学習計画に利用してください。

② 発注機関への提供

CPD制度要綱第12条で定める発注機関への提供は次により行います。

ア 登録情報の活用

発注機関の皆さんには、会社情報、資格者情報、CPD累積ポイント等を、ホームページ上から企業の技術力評価の情報として活用いただくことができるほか、個人ごとの登録情報を入手し、配置予定技術者の技術力評価の資料として活用することができます。

イ 提供情報

提供する情報は、「CPD登録番号」「氏名」「会社名」「取得資格」「CPDポイント」です。

ウ 提供の手続き

提供を希望する場合は、「様式5」により郵送で申し込みください。申込み機関、内容を確認のうえ郵送で提供します。

会社名 株式会社 ○○測量設計

代表者名				
住所				
E-mail		電話		FAX
社員数	名	事務職等	名	技術職
				名

1 業登録・許可

測量登録番号		社屋写真
補償登録番号		
建設コンサル番号		
ISO 番号		
P-mark 番号		

2 会社説明

3 資格者数（各社に共通する主なもの）

(名)

技術士		ふくしま ME (基礎)		補償業務管理士	
技術士補		ふくしま ME (防災)		補償業務管理者	
RCCM		ふくしま ME (保全)		下水道技術検定 1 種	
測量士		一級構造物診断士		下水道技術検定 2 種	
測量士補		二級構造物診断士		1 級土木施工管理技士	
地理空間情報専門技術者 (基 1)		橋梁点検士		2 級土木施工管理技士	
地理空間情報専門技術者 (基 2)		橋梁点検士補			

4 上記以外の主な資格者数

5 CPD（継続学習）点数

合計		設計		測量		経営		その他	
----	--	----	--	----	--	----	--	-----	--

■ CPDポイント数は、会員社員が各種講習会や研修会などに参加した時間を当協会が点数化している学習ポイントの過去 5 年間の累積です。

6 地域貢献活動状況

※ 協会が主催する、地域美化活動や一般者向けの体験イベントなど

(様式6)

測量・設計CPD登録情報提供書

令和 年 月 日

(発注機関名)

様

一般社団法人福島県測量設計業協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

令和 年 月 日付で申請ありました登録情報について、次のとおり提供します。

提供整理番号		会社名	
--------	--	-----	--

氏 名	資 格			C P D	
	所 有 資 格	取 得 年 月 日	番 号	保 有 ポイント数	登 録 番 号

R2.4.1

運用上の留意事項

1 CPD制度に関するQ&Aについて

制度全般		
	質問	回答
1	協会の会員でなくても参加できるのですか。	協会の会員を対象にした制度です。他の者は参加できません。
2	他団体の講習会は CPD 認定番号がついていなければ、対象にならないのでしょうか。	CPD 認定番号がついていなくても内容により対象になります。講習会の内容、時間がわかる資料を添えた受講証明書が必要です。
3	学習履歴を知りたいのですが、どうすればわかりますか。	学習履歴台帳は、主催講習会終了後や申請書受付後に、月単位を目安に変更の入力を行っています。 最新の内訳を知りたいときは事務局にお尋ねください。
4	他の CPD 制度に登録した講習会を、こちらにも登録しておく必要があるのでしょうか。	会員各社の合計 CPD を公表していることから、他の CPD 制度へ登録していても、できるだけ登録するよう願います。
5	社内で研修会を実施しましたが、CPD の対象になりますか。	集合研修で、計画的に実施する社内研修が対象となります。 1 時間 1 ポイントで、上限が年に 20 ポイントです。 申請するときは「研修の計画表及び開催時の写真」又は「ISO の実施報告書又はそれに準ずるもの」を添付し、社長名で申請してください。
6	他の団体の委員会の委員をしましたが、対象になりますか。	協会および全測連の測量技術に関する委員会に限ります。
7-1	「ワード」「エクセル」「パワーポイント」講座は対象になりますか。	事務一般に共通するスキルの研修は対象にはしていません。他の CPD と同様に業務に関する技術者育成に資する学習内容で、主催プログラムとしても認定し得るものが対象となります。
7-2	業務に関する新製品商品を紹介する発表会や説明会は対象になりますか。	新製品商品を紹介する発表会や説明会等は、業務に密接に関連性が認められるもので、かつ、主催者の受講証明があるものは対象となります。(平成 24 年 4 月 1 日以降) なお、この場合は 1 時間 0.5 ポイントです。

8	研修の合計時間に1時間未満の数字がある場合、ポイントの計算はどうなりますか。	<p>時間を次のように整理しポイント計算をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な時間が1時間以上の研修を対象とします。(受講生も、講師も) ・1時間を超えた時間は、<u>0.1時間</u>単位で対象とします。(0.1時間未満は四捨五入とします)
---	--	--

手続き関係

	質 問	回 答
1	CPDに登録したり証明書を申請したりするときは、どのようにするのですか。	<p>登録などに必要な書類は4種類あります。CPD活用マニュアル(令和2年4月版)からコピーするか、協会ホームページの「CPD活用」から入手してください。</p> <p>「様式1」測量・設計 CPD 学習履歴台帳登録申請書・登録者証発行申請書—新規登録、登録内容変更、登録者証更新・登録者証再発行申請をするとき。</p> <p>「様式2」測量設計 CPD 学習履歴登録申請・受講証明書—他団体主催の研修会を受講し学習履歴を登録するとき、登録するための受講証明書の発行依頼をするとき。</p> <p>「様式4」測量設計 CPD 学習履歴証明申請書—学習履歴の証明を申請するとき。</p>
2	CPD登録者が退社したときは、どの様式で申請するのですか。	<p>「様式1」で申請してください。「様式1」は新規登録から削除(退社)まで登録した内容に変更がある場合に使用します。退社の場合は「退社による削除」と記入してください。</p>
3	取得資格を追加するときにはどのように申請するのですか。	<p>「様式1」で「登録内容変更」として、登録する資格名を記入してください。</p> <p>取得した資格の取得月日や識別番号のわかる書類のコピーを添付する必要があります。</p>
4	新規に登録するとき、「様式1」には <u>写真を添付しなくともよいのですか。</u>	<p><u>「様式1」には写真を添付する必要はありません。</u></p> <p>写真は、登録者証印刷に使用しますので、<u>電子データ(JPG)を提出してください。</u>肩から上の顔写真で<u>縦型10:8</u>とすること。</p>

5	学習履歴の証明がほしいのですが。	「様式4」測量・設計 CPD 学習履歴証明申請書により、 <u>申請してください。時間の余裕がない場合は事務局に相談ください。</u>
6	学習履歴は、協会が主催した研修会でも、必ず申請しなければ登録できないのですか。	協会が主催した研修会の場合は、出席者を確認の後事務局で一括登録しますので申請は不要です。他団体主催の研修会の学習履歴を登録するときは、証明書を添付して申請願います。 全測連主催研修会など、当協会ですべて申込みをして主催事務局との連携で出席確認ができるケースでは、主催・共催に準じて事務局で一括登録をする場合があります。
7	講習会終了と同時に登録しなかったのですが、後でも学習履歴の登録はできますか。	講習会終了後、 <u>6ヶ月以内に申請願います。それ以降につきましても登録できません。</u> <u>但し、再登録者は1年以内とする。</u>
8	登録時と会社が変わりました。履歴登録はどのようになりますか。	<u>会社の退職と同時に履歴を削除しますので、新たな会社から新規加入の手続きを願います。</u>
9	登録者証の再発行申請のとき、写真も新たに必要でしょうか。	再発行の手続き「様式1」には写真の添付は省略して差し支えありません。
10	<u>資格 CPD がなくなりましたが、資格の登録も必要ないでしょうか。</u>	<u>「発注者への情報提供」において、取得資格の項目があることから今後も登録願います。</u>

2 建設コンサルタンツ協会など他の団体のCPDのプログラム認定について

当協会主催の学習プログラムの中で可能なものについては、RCCM等の資格更新に活用できるよう建設コンサルタンツ協会又は土木学会等のCPDにプログラム認定を受けています。
(その場合は、研修会の受講修了書に認定番号を記載します。)

3 当協会CPDの「登録年月日」の証明について

県の総合評価方式入札参加に提出する技術資料の中で「配置予定技術者の実績」(様式第7号)「CPD 制度継続参加の状況」の項目で、「初回参加年月日(登録年月日)」の欄があります。当協会CPDの場合「登録年月日」の証明書類は何を用いるのか何件か照会がありましたので、取扱いについてお知らせします。(平成21年7月1日)

1) 「継続参加がわかるもの」の資料として、当協会CPDでは、次のものを使用できます。

- 学習履歴証明書の写し
- 測量・設計CPD登録者証の写し

①ケース1

学習履歴証明書に複数の受講歴の記録があり「直近1年以内の参加」及び「1年以上前の参加」が分かる方の場合→この証明書で足りると思われれます。

電話で申し込みがあれば、学習履歴証明書の写しをFAXします。

②ケース2

学習履歴証明書で「直近1年以内の参加」は証明できるが、「1年以上前の参加」がないため、別途「登録年月日」の証明が必要な場合→「測量・設計CPD登録者証」の写しを使用する。

「測量・設計CPD登録者証」は、制度創設当初に発行した「福島県測量設計業協会会員証」の名称を変更し、「登録年月日」を追加したものです。希望があれば学習履歴証明書と共に写しをFAXします。

【この通知後、学習履歴証明書の様式に「CPD登録年月日」を追加したので、学習履歴証明書があれば、登録者証を使わなくとも要件を満たします。】

③ケース3

他のCPDの証明書と併用して、要件を証明するケースです。県の総合評価では、CPDの種類を問いませんので、使用できる証明書を併用して使用します。

2) なお、当協会CPDに当初から参加登録した場合、登録年月日は「平成19年4月1日」となります。

空 白